

「小山市パートナーシップ宣誓制度」について

小山市 総務部 人権・男女共同参画課

目的

小山市に住んでいる性的マイノリティの方で、パートナーと共同生活を送りながらも、その関係性を証明する手段がなく、生活上の困難や生きづらさを抱える方に対し、市が精神的な支援を行うものです。

根拠例規 小山市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱

導入時期 令和5(2023)年4月1日

制度の概要

1. 宣誓の要件

双方または一方が性的マイノリティであり、双方が次の要件(1)~(6)のすべてに該当する方

- (1)共に宣誓する意思があること
 - (2)宣誓する日において、成年(18歳)に達していること。
 - (3)小山市に住所を有している。または、宣誓する日から14日以内に小山市への転入を予定していること。
 - (4)配偶者（事実上婚姻と同様の関係にある者を含む）がいないこと。
 - (5)宣誓をしようとする相手の他にパートナーシップの関係にある者がいないこと。
 - (6)宣誓者同士が民法に規定する婚姻をすることができない者同士でないこと。
- ただし、養親子等の関係が離縁により終了した場合には、この限りではない。

2. 宣誓に必要な書類

- ・小山市の住民票の写し（転入予定者は転入後の小山市の住民票の写し）
- ・戸籍抄本、婚姻要件具備証明書等の独身が確認できる公的書類
- ・通称名を確認できる書類（通称名の使用を希望する場合）
- ・本人確認書類（個人番号カード、運転免許証、旅券等）

3. 小山市が交付する書類

- ・小山市パートナーシップ宣誓証明書（2人で1枚）
- ・小山市パートナーシップ宣誓証明カード（希望者1人につき1枚）

4. 提供するサービス

- ・市営住宅の入居申込み
- ・市内県営住宅の入居申込み
- ・市営墓地の利用
- ・医療機関での面会、手術の同意等
- ・とちぎ結婚応援カード(とちマリ)の利用

※「医療機関での面会、手術の同意等」について
医療機関の面会等において、以下の医療機関でも利用が可能です。

- ◆栃木県ホームページに公開されている、栃木県内の医療機関。
- ◆茨城県、群馬県ホームページに掲載されている医療機関。

栃木県HP



茨城県HP



群馬県HP



宣誓証明書等交付までの流れ

- ①宣誓日の調整（事前予約）
- ②宣誓（二人そろって人権・男女共同参画課へ来課）
- ③宣誓証明書等の交付